八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　三上　幸寿
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,300
定価　1部5円

新年度予算を可決

道路街路の整備が重要

役所機構も一室三課増設

3月定例市会

前号で既報のとおり昭和三十三年度一般、特別会計予算など三十五件（継続審議となっていた昭和三十一年度各種経済決算認定の五件と、撤回した一議案を含む）を審議する三月定例市会は去る三月十日開会、会期二十日を経て慎重な審議の結果二十九日三十四議案を可決し閉会しました。

上程された新年度予算は市長公約実現に大きな特色を示していますが、なかでも道路街路の整備と都市排水、下水道事業への基本計画の樹立が重点事業としてとりあげられ、また、新庁舎建設に伴う役所組織の合理化と能率化のため一部機構の改革と人事の刷新について固い決意が表明されました。

なお、本会議二日目のへき頭、浜田議員から当市も世界連邦都市の一員たることの緊急動議が提案され、全員これに賛成、市長から別掲のような力強い宣言が朗読されました。また日吉議員から府道枚方―堺線の地下道に沿う東側の小径の拡張と整備につき請願書が提出され、採択と決定、閉会後交通委員長より諸般の報告がありました。

宣言

八尾市は人類の福祉増進と全世界の平和を確立せんとする世界連邦建設の趣旨に賛同し自ら世界連邦市たることを決意する

八尾市

三月市会に上程され議決された主な議案はつぎのとおりです。

▼事務分掌条例制定の件（議案二七号）

（1）本案は十万都市にふさわしい行政機構として再編成を行い、併せて事務能率の増進と市民サービスの向上を図るため提案されたものです。

（2）その結果二面掲載の通り一室三課が増設されて一室一四課となり、これに伴って去る七日人事異動が行われました。

（3）増設された課名は人事課、財務課、建築課、国民健康保険課

（4）名称の変更したもの庶務課、農林課

▼行政区域をこえる大阪市道路線認定承諾の件（議案二九号）

（1）本案は大阪市が東住吉区長吉出戸町より本市に通ずる市道十米の大阪府水道部用地を大阪市道として路線認定するについて、その一部が本市行政区域内であるため本市の承認を求めてきたもので道路法の規定により提案となったものです。

（2）承諾と決定した路線は市道七・四米（平均）で延長三七〇米。起点は太子堂六八三から終点太子堂七四九番地まで。

▼昭和三十二年度教育事業費予算の繰越に関する件（議案三〇号）

（1）本案は地方自治法の改正により年度内にその支出を終らない見込のものは議会の議決を経てつぎの年度へ繰越さなければならなくなり提案されたもので繰越となった事業はつぎの通り

（2）曙川中学校建設事業　二六〇〇万円
32年度予算　一七九一万円
32年執行予定　八〇九万円
繰越額

（3）久宝寺小学校改築事業
32年度予算額　一二三七万八千円
32年執行予定　八一七万五千円
繰越額　四二〇万三千円

▼特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する改正条例（議案三三号）

本案は昨年七月から法律の一部が改正され、従来の七つの農業委員会が一委員会に統合され、委員の定数も一〇二名から四二名に減員となり、所管事務も倍加したので左記の如く報酬額が値上げとなったものです。（四月一日施行）

会長　三千五百円
委員　二千五百円

▼幼稚園条例中一部改正の件（議案二四号）

❶本案は志紀幼稚園老原分園の新設に伴う園児定数の改正と市経済の都合上保育料を各都市公立幼稚園なみに改訂する必要があり提案されたものです。

❷志紀幼稚園設置の場所は弓削、園児の定数は二五〇名、老原分園は老原五六〇番地となり、園児の定数は五〇名と決定した。

❸なお、今後市内すべての幼稚園の入園料及び保育料はつぎの通りとなった。

入園料　五〇〇円
保育料　月額五〇〇円

▼消防団条例中一部改正の件（議案二五号）

消防団の所掌事務が多岐になり

▼市立病院条例中一部改正の件（議案二六号）

本案は現行の入院料が健康保険診療報酬点数表により算定されているが、特別室、個室の入院料金は府内公立病院と比較して安いので検討の結果、合理的な価格に四月一日から改訂しようと提案されたものです。

改訂された料金表は下の通り。

個室の入院料改正

総室は現在のまま

市立病院

種類	料金	備考
入院料	一日一、四〇〇円以内	
診察料	一カ月有効五〇円	
薬価	一日四〇円以上	薬剤を含み、給食料は含まない。但し、市外患者は定額の二割増とする。
注射料	一回六〇円以上	
手術料	一回五、〇〇〇円内	市外患者は二割増、時間外は五割増とする。
処置料	一回五、〇〇〇円以内	時間外は五割増とする。
補綴料	冠一本五、〇〇〇円以内 義歯片顎四、〇〇〇円以内	
分娩料	一回二、〇〇〇円以内	正常分娩に限る。
レントゲン撮影料	一回二、〇〇〇円以内	
検査料	一回一、〇〇〇円以内	沐浴料は含まない。
文書料	一通三〇〇円以内	
ガス暖房使用料	一日二〇円以上	二通以上の場合は、一通増毎に五割増とする。

種類		入院料の新旧対照 現行料金	改正料金
入院料	特別室A	一日	一、二〇〇円
	特別室B	〃	一、〇〇〇円
	個室A	〃	五〇〇円
	個室B	〃	三五〇円
	総室A	〃	三〇〇円
	総室B	〃	二五〇円
	総室C	〃	二二五円
		〃	一、四〇〇円
		〃	一、二〇〇円
		〃	六〇〇円
		〃	四五〇円
		同上掛置	
		同上掛置	
		同上掛置	

現在の経済情勢に比べて少額なので二十円の増額が必要となり提案されたものでその結果

団長　年一五、〇〇〇円
副団長　年九、〇〇〇円
分団長　年六、六〇〇円
副分団長、部長、班長　年四、五〇〇円
団員　年三、〇〇〇円

ただし団長より任命される消防ポンプの機関の操作に従事する団員は年額五、四〇〇円（以上四月一日施行）

合併地区に特例

固定資産税の課税

▼合併地域にかかる昭和三十三年度固定資産税の課税標準額の特例に関する条例制定の件（議案二二号）

合併地域の固定資産税について不均一の課税をする必要があり提案されたもので可決された条例はつぎのとおり

合併地域にかかる昭和三十三年度固定資産税の課税標準額の特例に関する条例

（目的）

第一条　この条例は、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第一六四号）第二十二条の趣旨に則り、旧高安村、旧南高安町、旧曙川村、旧志紀町及び大字上ノ島、大字福万寺の地域（以下単に「合併地域」という）にかかる昭和三十三年度固定資産税の課税標準額に関する特例を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条　この条例の適用をうける固定資産の範囲は、旧高安村、旧南高安町、旧曙川村の地域については昭和三十年度、旧志紀町の地域については昭和三十二年度、大字上ノ島、大字福万寺の地域については昭和二十九年度（以下単に「合併年度」という）において固定資産税の対象となるべきであつたもののうち、左の各号の一に該当するものとする。

一、合併年度と昭和三十三年度の納税義務者が同一人であるもの。但し、土地にあつては、この間に地目の変換の行われたものを除く。

三、合併年度の賦課期日以前に、相続、名儀変更、農地の交換分合又は共有者の増減等の行われたもので、当該賦課期日後にこれらの登記がなされたもの。

三、前各号に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるもの。

（昭和三十三年度の課税標準額）

第三条　前条の規定の適用を受ける固定資産に対する昭和三十三年度の固定資産税の課税標準額は、市税条例（昭和二十九年条例第百四十二号）の規定にかかわらず、昭和三十三年度の課税標準額の百分の百十に相当する額とする。但し、合併年度において課税されるべきであつたもののうち、固定資産課税台帳にその価格が登録されていないものについては、昭和三十三年度の課税標準額となるべき価格の百分の百十に相当する額とする。

彰表組合貯蓄納税

去る三月二十八日市長室で、昭和三十二年度市税納入に協力、一〇〇パーセントの納税成績を収めたつぎの十九納税貯蓄組合が表彰されました。

▽八尾商業、万願寺婦人会、八尾種鶏、太田田中町、太田東町、太田北町、沼、北木ノ本南木ノ本、太田西川町、西郡新家、西郡第四、中田町、南高安婦人会、信貴山口婦人会、神立・長吉、郡川婦人会、大窪

市長室での表彰式

（市長への委任）

第四条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

▼一時借入金の件（議案一六～二〇号）

❶昭和三十三年度の一般、特別会計予算の執行について円滑なる運営を図るためのもので承認と決定

❷一般会計　六千万円
特別会計
病院事業費　壱千五百万円
国民健康保険費　参百万円
簡易水道事業費　参千万円
中企事業費　参千万円

▼人権擁護委員候補者推せんの件（議案二一号）

❶本案は当市の委員四名のうち、三名が三月末日を以つて任期満了（任期三年）となるので後任委員の推せんについて議会の意見が必要とされ提案となつたもので次の三氏が再度候補者として法務大臣に推せんと決定

氏名　武田　京三（68）
職業　会社重役
現住地　八尾一二三

氏名　池田　智（68）
職業　僧侶
現住地　植松一三七〇

氏名　上田　由松（52）
職業　会社重役

人権擁護相談

とき　五月廿一日（二時―四時）
ところ　八尾市役所

人権を犯されてお困りになつておられる方はご相談においで下さい。

相談内容の秘密は固くまもります。

国際見本市に展示

市内の十二業者出品

四月十二日から国際見本市会館と大阪港区で開催される日本国際見本市に当市からつぎの十二業者が出品されています。

今回の見本市は戦後最大の規模を誇るものであり、当市からも特産品の紹介と海外市場開拓のため市商工課の斡旋による八業者（八小間）と単独出品された四業者（八小間）計十二業者（十六小間）から出品され、二号館（機械）五号館（光学、化学）六号館（雑貨）、各国出品、都道府県）の三館に展示されています。

一般の方の入場は、会期中の土曜、日曜（二十、二十六、二十七）に限られていますが、市民の皆さんが見本市を参観される節にはぜひ当市の出品物をご覧下さい。

出品物は次の通りです。

（二号館）

ドリル旋盤　高木鉄工所
旋盤用チャック　帝国チャック
自動制御器　日本精器
帯鋸機　杉本鉄工

（五号館）

引伸機　藤本写真機製作所
パッキング　日本バルカー

（六号館）

柔剛道着　早川繊維
粘着テープ　菊水テープ
蝶番　西村蝶番
スライドファスナー　喜多金属
魔法瓶、ジャー　協和魔法瓶
スポーツ用品　寺西源三商店

お知らせ

課室の一部変更

庁内機構の改革によって新庁舎完成までの期間、課室の配置が一部つぎの通り変りましたのでお知らせします。

助役室は、二階旧市長応接室。
秘書室は、二階旧秘書課秘書係室
人事課は、二階旧教育長室。
庶務課は、二階旧総務課室。
財務課は、二階旧助役室と応接室
徴税課は、八尾小学校講堂。
国民健康保険課は、一階旧徴税課室。
建築課は、別館土木課と同室。
教育長室は、二階旧秘書課人事給与係室。

家屋新築は届出を

最近市内で相当多くの家屋が新築されていますが、道路明示や建築基準法に基く届出をしない不法建築が見受けられます。

道路明示を受け道路境界線を確定することは昭和二十五年四月から都市計画法に基いて市内全域が都市計画区に指定され、昭和二十五年五月制定、法律第二百一号の建築基準法の適用を受けています。また、合併地区も同じように適用を受けますから家屋を建築、または増改築されする方は、ぜひこの手続をして下さい。

道路の巾員四米未満の所で、家屋の新築、増改築する場合は事前に消防署か市役所土木課へ連絡のうえご計画願います。また、家屋の排水（雨水、炊事場の排水等）を完全に処理することも建築基準法に規定され、家屋所有者や使用者の義務ですから家屋新築の際は十分に考慮して下さい。

なお、家屋新築改築についてのご相談はご遠慮なく土木課へお出で下さい。

萱村善三郎氏再選

自振委新本部役員決る

去る三月三十一日市役所会議室で本年度各地区新委員長十七名による自治振興委員会臨時幹事会が開かれ、役員改選の結果、会長に萱村善三郎氏（前）、副会長に大餘米次郎氏（新）及び永谷末次郎氏（新）が選ばれました。

新本部役員はつぎの通りです。

役名　氏名　地区
会長　萱村善三郎
副会長　大餘米次郎　八尾第一
〃　永谷末次郎　山本
〃　加仲留吉　志紀
会計　八尾第二
会計監事　浦上康夫　植松
〃　川村吉太郎　曙川
幹事　国尾一嘉　八尾第三
〃　国守節治　八尾第四
〃　山下四郎　山本
〃　池上安　若松
〃　野口庄司　亀井
〃　水上朝日　竹渕
〃　因幡富太郎　久宝寺
〃　辰巳時太郎　天正
〃　前田市蔵　西郡
〃　秋原武次郎　南高安
〃　川村和三郎　高安

申込みは㉗6651へ

去る四月一日から、八尾局の加入電話から国際通話ができるようになりました。通話は、国際通話の交換台である（27）局6651番へお申込み下さい。

これで、今まで通話の都度大阪まで出かけていたものが、八尾局から直接申込みができ、最近盛んになつた海外貿易にも非常に役立つと思われます。

あなたの電話で国際通話

戸籍のつくりかえ

夫婦、親子を単位に

四月一日から三年計画で全国一斉に戸籍の改製が行われます。

この改製作業は法務大臣の命令で行われる行政措置で、本人には何等通知されないで進められていきます。

ご承知の通り、新しい憲法が施行されるに伴って、その趣旨に適合するよう昭和二十二年五月三日以降一連の身分法の改正が行われました。戸籍は原則として「夫婦とその子」だけで編製することになり、昭和二十三年一月一日以降は婚姻とか子供の出生、その他戸籍に変動を生ずる届出の際、古い戸籍にそのまま入籍しないで一定の法則に基づいて新しく戸籍が編製されて来ましたがまだたくさんの古い戸籍が残っています。これらの戸籍は新憲法の趣旨に反しますので一定の期間を定めて新しい戸籍に改製することになりました。

たとえば戸主と妻、長男、二男長女、長男の妻、長男の子及び伯父夫婦という戸籍では戸主、妻及び配偶者のない子（二男と長女）はそのままの戸籍に残り、長男夫婦とその子供とで新しい一つの戸籍ができ、伯父夫婦も別に一つの戸籍ができることになります。結局古い一つの戸籍が三つの戸籍に分れてできあがった戸籍はそれぞれ「夫婦とその子」という原則にかなった戸籍（第一図）になります。また、夫婦でもない唯の親族関係だけで同一戸籍にあるものは一人別に戸籍がばらばらになります。例外として今まで戸主であって、その母が同籍している場合、戸主に配偶者か子がないときは母と戸主とは順序が逆になり新しい戸籍（第二図）が編製されます。

順位変更の申出―いわゆる旧戸籍の嫡養子縁組婚姻とか入夫婚姻によって夫が妻の戸籍に入籍した場合は、このたびの改製で原則として妻が筆頭者になりますが夫婦双方からの申出があれば便宜上その順位を変更して夫を筆頭者にすることができます。

ただし昭和二十二年五月三日から十二月末までの間に妻の戸籍に入る旨の婚姻をされた方や、新戸籍法施行後（昭和二十三年一月一日以降）妻の姓を名乗る婚姻をされた方については、この申出はできません。

なお、旧法中分家届出の際、本家戸籍に残しておいた子は戸籍改製までに分家戸籍に入籍手続しておかないと改製後では受理できないことになっていますので該当者があればお早くその手続をされるようお願いします。

協力方お願い―戸籍改製の期間中は事務が大変混雑しますので、出生、死亡の届出を除いてはなるべく本籍地市役所または町村役場へ提出されるようご協力をお願いします。

その他戸籍について日常ご不審の点は、ご遠慮なく戸籍課へご相談にお出で下さい。

「註」筆頭者とは戸籍の一番初めに記載されている者のことで旧戸籍の戸主ではありません、単に戸籍の一番初めに記載されているということで何等身分上の地位を定めたものではありません。

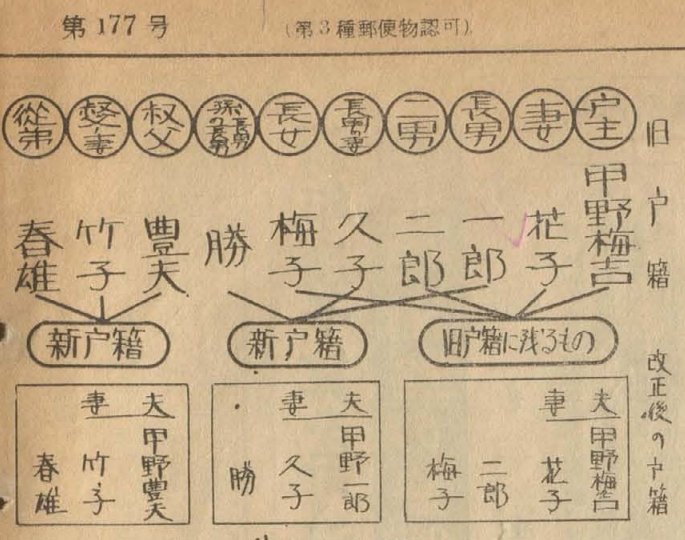

第一図

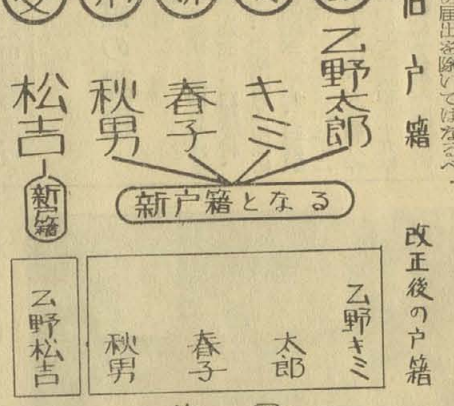

第二図

自転車に記名して下さい

防犯運動に協力を

陽春の季節となり、一家おそろいで外出されることが多くなると思いますが、毎年春には種々の犯罪が発生します。警察では府下をあげて春季防犯運動を行っていますので、市民の皆様のご協力をお願いします。

当市の犯罪発生状況をみますと昨年中で一、一六〇件の刑法犯罪が発生していますが、この内八五六件がせっ盗によるもので全体の七割を占めています。これらの犯罪を予防し、検挙することが警察の最大の責任であり、警察では皆さんの信頼に応えるよう努力を重ねていますが、何分広い地域に限られた人員では十分な成果は得られませんので民警一致皆さんのご協力を得て犯罪を追放し、また検挙が容易になります。

昨年中のせっ盗犯の主なものに自転車二五五件、空巣盗一一三件忍び込み六六件がありますが、これらはちょっとした注意で予防措置を講ずることができます。皆さんもつぎのことにご注意下さって、防犯運動に一層のご協力をお願いします。

自転車　盗まれたものの殆んどが屋外に置いてあるものです。持主がちょっとの用事だからという気持で鍵もかけずまた目を離している僅かな隙に盗られています。自転車には施錠をし、できる限り目を離さないようにして下さい。

警察では盗難防止対策として自転車に名前を書く運動を行っています。検挙された自転車専門犯人は「名前の書いた自転車は捕り易いから盗まない」といっています。自転車の後部の泥除け、サドルの裏などにペンキで住所、氏名商店名等を記名して下さい。なお、この運動期間中、市内の自転車屋さんでは自転車への記名を無料奉仕していますからご利用下さい。

街頭での記名運動

空巣　空巣狙いに物を盗まれる原因も色々ありますが「数日間留守にしていた」「一家そろって遊びに出ていた」「奥さんが戸締をせず近所に行って長話をしていた」などが多いようです。留守にする時、裏で用事をする時などは戸締をして下さい。また幼児に留守をさせて家を空けることは色々な危険を伴いますから特に注意して下さい。

人事異動

退職者　主事補　増本九一、田中福恵、堀川和子、畑中広恵、高橋慶子、矢倉良子、岩佐彰子、保母小田郁代、松尾ヨシ子、橋詰寿子事務員　寺西正子、巽艶子、植田静江、寺川春代子、木下光子、西正恵子、池田景昭、西口鈔子、保母中井保江、看護婦　小野俊子、野上由ミツ子、森寿美子、玉置静子、丸田羽寿、日高房子、桑原一郎、工夫　川西芳通、鳴田利三郎、消防士　東村武夫、真岡孫次郎、消防士長　小沢鋼吹弘、事務員　児玉道子、工手　松村清三郎、教諭　石田恒次郎、助教諭　光田千里、井上美保子、事務員　森多賀、太全俊子、寺本伸子、使丁　村井ウノ、太田徳松、岡田あき、竹田ミツ、山田ふき、奥村栄吉、持田吉、雇北田時太郎、滝沢工、松野浅吉、有木金松、鈴木円道、西留太郎、民巡吳吉、加藤兵太郎、木下末松、岡本吉、寺本豊次郎、工夫　西田孫七、運転手　西川正美、雑役夫　山本房次郎

以上十三月三十一日付

課長　秘書室　行定英次郎▽人事課　堀川義一▽庶務　三上幸寿▽財務　平尾達夫▽税務兼徴税　川見三七雄▽建築　倉本清城▽国民健康保険　中川弘▽農林　片岡哲治▽商工　私市八三郎▽市立病院事務長　堀本俊治▽市議会事務局長（心得）　今西昇▽選挙管理委員会事務局長　奥西亀次▽衛生課庶務　阪田種明▽同　社会教育　植田広▽公民館　宮田八郎

次長　藤谷清一▽徴税　石田一雄▽王木　杉本亀次郎▽建築　岡田橋一▽福祉事務所　大東俊夫

係長　秘書室秘書（心得）　児玉生一▽人事課人事　池田義彦▽同　給与　堀谷悟郎▽同　能率　堀内薫▽庶務課庶務　藤谷清一▽同　文書　加藤文雄▽同　企画調整兼務　現▽財務課財務　秦祥▽同　管財（心得）　坂口秀司▽広報課広報（心得）　西辻豊▽同　公聴兼務　平尾漁夫▽税務課税政（心得）　南野秀秋▽徴税課納税及　河野正雄▽同　徴収第一　捨道▽同　徴収第二　北野▽同　徴収第三　岡田繁春▽同　整理　石田一雄▽会計課用度　岩上宗治▽同　物品管理　奥田喜代治▽戸籍課戸籍（心得）　高▽市川　巌▽同　登録　内孝夫▽同　政吉▽工木課庶務　紙明▽平岡　杉本亀次郎▽同　都市計画　吉岡英彦▽同　都市水利　松尾孝▽同　建築　西亀次▽衛生課庶務　生野万太郎▽同　建築課　岡田橋一▽同　農地　杉野良五▽同　土地改良　指導　山本新蔵▽同　農地　林勝美▽同　金融貸易　柴田保▽商工課商工　岡田徹▽福祉事務所庶務　大東俊夫▽同　社会　石井清頼▽市立病院庶務　武▽同　福祉（心得）　木下山口源次▽同　調度管繕　大北芳治▽水道事業所業務　広瀬利男▽市議会事務局　桐山啓三▽調査兼務　今西▽庶務　教育委員会事務局▽施設兼務　阪田種明▽選挙管理委員会事務局▽庶務兼務　奥野幸一▽選挙（心得）本多秀治

出張所長　南野一男▽山本　土谷正一▽南高安　増田徹一▽高安　安井恒雄▽曝川　生嗣篠順教▽忘紀角倉捨道―以上四月七日付―

○秘書室勤務　主事　上野山義勝、主事補　宮崎益代、車輛監督技師補　村田嘉三郎、運転手　村田阪次郎、沼田貴義、池上義春、柴谷久則

○人事課勤務　主事補　中宮澄子、辰巳初子、北川保夫、事務員　松村博、山田嘉代子、桑内美智雄、嘱託　吉岡節子

○庶務課勤務　主事　堅田　治、主事補　佐竹宣子、柏木十四夫、石井光子、片岡峻吾、萩野八重子、宮城照子、使換手浜田チエノ、使丁　高木竹一、辻本安次郎、向井源治、北尾末吉、（竜華出）主事補　水野九仁蔵、（西郡出）有谷いち、（大正出）事務員　西川よし子、（南高安出）野上光子、（忘紀出）田中絢

○財務課勤務　主事補　脇本鉱隆、南野三郎、西川正和、田中俊三、事務員　岡田訓俊、川嶋清子

○広報課勤務　主事補　田中真吉、事務員　丸野静子、運転手　藪内末夫

○税務課勤務　主事補　本岡利雄、事務員　岩坂均、塩見淳子

○徴税課勤務　主事　松下弥一郎、主事補　山口久太郎、沢田隆治、松村安太郎、井上富之助、友田義彦、伊藤八郎、事務員　松中信太郎、森本哲吉、西村繁、山脇清永、豊田正治、増田勇、同　寺畠正男、小桜雅巳

○会計課勤務　主事補　小沢泰成、大北　正

○戸籍課勤務　主事補　松下朝子、辻　幸子、事務員　星野房子、森田桂司

○土木課勤務　技師　吉村英夫、主事　橘　美一、技術員　運天先祐

○建築課勤務　技師　佐々木義忠、技師補　中村清、古屋敷栄、佃稔夫、技術員　胎中　隆、藪内俊彦、事務員　新田和子、工手　竹本宇吉

○衛生課勤務　日比野秀雄、山野澄代子、柳原時男

○国民健康保険課勤務　主事補　竹田源一、事務員　福沢　実、岡田文子、保健婦　大成　操

○商工課勤務　事務員　島田千鶴子

○養老院勤務　主事補　中村フノ

○農林課勤務　主事補　西岡健士、中沢平次、辻野吉太郎、木村重一、松本勘二、佐竹毅一、西川正夫、寺川信次、内恭子、竹末武明、柏木俊子、乾　亮、技師補　吉沢靖之、坂口和隆

○西郷母子寮勤務　保母長　奥野静枝

○西郷保育所長　保母　三吉千代

○西郡保育所長　保母　高田　緑

○亀井保育所　保母　川崎幸子

○市立病院勤務　主事補　新藤義雄、事務員　西堀昭子、運転手　浅野末次

○教育委員会事務局勤務　主事補　吉村芳夫（療休）

○人事課（療休）　主事　中岡増太郎、松本栄蔵、主事補　南　六郎、池辺芳貞、佐藤芳夫、技師補　葛西信弥、三村俊勝、事務員　藤沢利発、非川喜代子、杉本ミチエ―以上四月十日付―

国保課など新設

配給は戸籍課で

行政機構を市の実態に即応させ行政事務の合理化と能率化を図るため、去る三月の定例市会で、八尾市事務分掌条例が制定され、四月一日から施行されました。この条例で行政事務は一室十四課一事務所と五つの解によって運営されます。

今回の機構改革は、前号時報に掲載しました昭和三十三年度市長施政方針にもありましたように、市の機構も十一万都市にふさわしい行政組織に編成し、事務能率の向上によって、より一層の市民サービスを図るために行われたものです。新しい機構では、秘書室をはじめ、人事課、庶務課、財務課、建築課、国民健康保険課、農林課が新設され、秘書課、総務課、経済課がなくなりました。

新しい行政機構は別表の通りですが、新設された課の事務分掌を従来の事務分掌と比較して変った点を説明しますとつぎの通りです。

先ず新設された**秘書室**は、今までの秘書課の事務のうち、市長、助役の秘書に関することと、市長、助役の特命による調査事項のみを行うことになりました。**人事課**の設置により、職員に関する事務が明確になると同時に、行政事務のより一層の能率向上を図るため能率係が新設され、職員の研修が強化されます。**庶務課**では、今日まで秘書課で取扱っていた庁中の取捨及び借入金などに関する事務と市有財産の管理、取得、処分に関すること、収益事業競輪、競馬に関することを扱う課として**財務課**が新設され、今まで総務課で扱われていた「自動車の臨時運行許可に関すること」は税務課税政係で行います。

経済課が**農林課**と改称されたと同時に、今まで経済課で扱われていた配給事務が戸籍課に移りました。従って**戸籍課**では、新しく能率係が増設され、その取扱事務も増え、母子手帳の交付、死産児の届出、配給事務と一般の証明事務などを取扱います。また今までの土木課が新しく**土木課**と**建築課**に分れ、土木課には新しく都市水利係が設けられ排水路の維持管理、設置及び施行に関することが取扱われることになります。
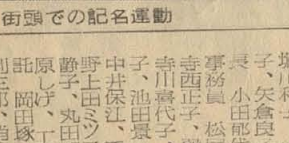
国民健康保険事業については、現在南高安、高安の両地区を対象として実施されていますが、これを拡張し全市を対象とした事業とするために今回**国民健康保険課**が新設されました。この課では今まで衛生課で行ってきた国民健康保険事業施のための調査を引継ぎ、今年十月施行を目標に、なお一層の準備を進めます。